

第1章

教育委員会の活動状況等

1 教育委員会の会議等の開催状況

幕別町教育委員会の会議は原則として公開で、おおむね月に1回開催している。

この会議においては、教育長及び幕別町教育委員会委員が学校その他の教育機関の設置、管理等に関する事、教育委員会及び学校の職員の任免に関する事など、教育委員会が所管する教育に関する様々な議題について審議している。

平成28年度は13回の会議を開催した。

- 1) 平成28年第5回会議 [平成28年4月25日(月) 幕別町教育委員会 会議室]
 - ・ 承認第1号 専決処分した事件の承認について
(要保護・準要保護児童生徒に対する就学援助の認定について)
 - ・ 承認第2号 専決処分した事件の承認について
(幕別町教育研究所長、副所長及び所員の任命について)
 - ・ 報告第8号 平成28年度幕別町立小中学校及び幕別町立幼稚園運営協議会委員の委嘱について
 - ・ 議案第19号 幕別町スポーツ推進委員の委嘱について
 - ・ 議案第20号 要保護・準要保護児童生徒に対する就学援助の認定について

- 2) 平成28年第6回会議 [平成28年5月26日(月) 忠類総合支所 小会議室]
 - ・ 議案第21号 幕別町社会教育委員の委嘱について
 - ・ 議案第22号 幕別町文化財審議委員会委員の委嘱について
 - ・ 議案第23号 幕別町学校給食センター運営委員会委員の委嘱について
 - ・ 議案第24号 幕別町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例
 - ・ 議案第25号 幕別町立幼稚園就園奨励費補助金等交付要綱の一部を改正する要綱
 - ・ 議案第26号 平成28年度幕別町一般会計補正予算の要求について
 - ・ 議案第27号 要保護・準要保護児童生徒に対する就学援助の認定について

- 3) 平成28年第7回会議 [平成28年6月21日(火) 幕別町役場 3C会議室]
 - ・ 承認第3号 専決処分した事件の承認について
(教育支援委員会専門部会部会員の委嘱について)
 - ・ 報告第9号 平成28年度幕別町一般会計補正予算の要求結果について
 - ・ 議案第28号 幕別町立小中一貫教育等推進会議設置要綱
 - ・ 議案第29号 平成28年度「全国学力・学習状況調査」の結果公表について
 - ・ 議案第30号 要保護・準要保護児童生徒に対する就学援助の認定について

- 4) 平成28年第8回会議 [平成28年7月22日(金) 教育委員会会議室]
 - ・ 議案第31号 幕別町いじめ問題等対策委員会調査委員の委嘱について
 - ・ 議案第32号 幕別町図書館アドバイザーの設置に関する規則
 - ・ 議案第33号 要保護・準要保護児童生徒に対する就学援助の認定について

- 5) 平成28年第9回会議 [平成28年8月25日(木) 教育委員会会議室]
 - ・ 承認第4号 専決処分した事件の承認について
(幕別町いじめ防止対策推進委員会委員の委嘱について)
 - ・ 承認第5号 専決処分した事件の承認について
(平成28年度幕別町一般会計補正予算の要求について)
 - ・ 議案第34号 平成29年度に使用する小学校用教科用図書の採択について

- ・ 議案第35号 平成29年度に使用する中学校用教科用図書の採択について
 - ・ 議案第36号 平成29年度使用教科用図書のうち学校教育法附則第9条に規定する教科用図書の採択について
 - ・ 議案第37号 平成27年度幕別町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価について
 - ・ 議案第38号 要保護・準要保護児童生徒に対する就学援助の認定について
- 6) 平成28年第10回会議 [平成28年9月26日(月) 教育委員会会議室]
- ・ 報告第10号 平成28年度幕別町一般会計補正予算の要求結果について
 - ・ 議案第39号 平成28年度幕別町一般会計補正予算について
 - ・ 議案第40号 教員住宅戸数の適正化方針について
 - ・ 議案第41号 要保護・準要保護児童生徒に対する就学援助の認定について
- 7) 平成28年第11回会議 [平成28年10月18日(火) 教育委員会会議室]
- ・ 報告第11号 平成28年度幕別町一般会計補正予算の要求結果について
 - ・ 報告第12号 平成28年度全国学力・学習状況調査結果について
 - ・ 議案第42号 第5期幕別町総合計画3カ年実施計画の提出について
 - ・ 議案第43号 幕別町教育支援委員会委員の委嘱について
 - ・ 議案第44号 要保護・準要保護児童生徒に対する就学援助の認定について
- 8) 平成28年第12回会議 [平成28年11月24日(水) 教育委員会会議室]
- ・ 報告第13号 第5期幕別町総合計画3カ年実施計画について
 - ・ 議案第45号 平成28年度幕別町一般会計補正予算の要求について
 - ・ 議案第46号 教職員の事故に係る処分の内申について
 - ・ 議案第47号 学校職員の解職の内申について
 - ・ 議案第48号 幕別町立学校職員の評価結果に対する苦情の申出及びその取扱いに関する要領の一部を改正する要領
 - ・ 議案第49号 学校施設環境改善交付金事業施設整備計画の事後評価について
 - ・ 議案第50号 要保護・準要保護児童生徒に対する就学援助の認定について
- 9) 平成28年第13回会議 [平成28年12月19日(月) 教育委員会会議室]
- ・ 報告第14号 幕別町立学校職員の退職について
 - ・ 報告第15号 平成28年度幕別町一般会計補正予算の要求結果について
 - ・ 議案第51号 平成29年度幕別町一般会計予算の要求について
 - ・ 議案第52号 平成28年度「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果公表について
 - ・ 議案第53号 幕別町図書館アドバイザーの委嘱について
- 10) 平成29年第1回会議 [平成29年1月24日(火) 教育委員会会議室]
- ・ 承認第1号 専決処分した事件の承認について
(平成29年1月16日付教頭人事異動の内申について)
 - ・ 報告第1号 平成29年度全国学力・学習状況調査への参加について
 - ・ 報告第2号 幕別町中学生海外研修派遣事業研修生の決定について
 - ・ 報告第3号 幕別町高校生海外研修派遣事業研修生の決定について
 - ・ 議案第1号 幕別町学校管理規則の一部を改正する規則
 - ・ 議案第2号 幕別町いじめ防止対策推進委員会委員の委嘱について

- ・ 議案第 3 号 要保護・準要保護児童生徒に対する就学援助の認定について
- 11) 平成29年第 2 回会議 [平成29年 2 月 23 日(木) 教育委員会会議室]
- ・ 報告第 4 号 平成29年度幕別町一般会計予算の内示について
 - ・ 報告第 5 号 平成28年全国学力・運動能力、運動習慣等調査の結果について
 - ・ 議案第 4 号 学校職員の解職の内申について
 - ・ 議案第 5 号 平成29年度教育行政執行方針について
 - ・ 議案第 6 号 平成28年度幕別町一般会計補正予算の要求について
 - ・ 議案第 7 号 要保護・準要保護児童生徒に対する就学援助の認定について
- 12) 平成29年第 3 回会議 [平成29年 3 月 10 日(金) 教育委員会会議室]
- ・ 報告第 6 号 平成28年度幕別町一般会計補正予算の要求結果について
 - ・ 議案第 8 号 教育委員の解職の内申について
 - ・ 議案第 9 号 平成29年 4 月 1 日付校長人事異動の内申について
 - ・ 議案第10号 平成29年 4 月 1 日付教頭人事異動の内申について
 - ・ 議案第11号 平成29年 4 月 1 日付一般教職人事異動の内申について
 - ・ 議案第12号 平成28年度幕別町文化賞、スポーツ賞等の被表彰者の決定について
 - ・ 議案第13号 幕別町郷土文化特別相談員要綱
- 13) 平成29年第 4 回会議 [平成29年 3 月 28 日(火) 教育委員会会議室]
- ・ 議案第14号 幕別町立学校管理規則の一部を改正する規則
 - ・ 議案第15号 幕別町修学支援資金支給規則の一部を改正する規則
 - ・ 議案第16号 幕別町修学旅行費支援事業実施要綱
 - ・ 議案第17号 学校職員の解職の内申について
 - ・ 議案第18号 平成29年 4 月 1 日付一般教職人事異動の内申について
 - ・ 議案第19号 平成29年 4 月 1 日付学校職員採用に係る内申について
 - ・ 議案第20号 幕別町教育委員会事務職員の任免について

2 条例、規則等の制定、計画等の策定等の状況

1) 教育関係条例

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、教育に関する条例の制定改廃に関して、意見の申出を行い、次のとおり 1 件の条例が改正された。

① 幕別町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例

～低所得世帯・多子世帯等の経済的負担の軽減を図るため、利用者負担の上限額に係る特例措置を拡充する等の措置を講じた子ども・子育て支援法施行令及び同施行規則の一部改正に幕別町立幼稚園設置条例の一部を改正するもので、みなし寡婦（夫）による保育料の算定、要保護世帯等に係る特例措置の拡充や多子世帯に係る特例措置の拡充を行うために制定[平成28年 5 月 26 日公布/平成28年 4 月 1 日施行]

2) 教育委員会規則

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第 1 項の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務に関して、次のとおり 4 件の規則を改正した。

- ① 幕別町立学校管理規則の一部を改正する規則
～家族の介護が必要な時期に、離職することなく働き続けることができるよう、家族を介護する労働者について、就業しつつ対象家族の介護を行うことを容易にする措置として、休暇の承認について規定する条項に新たに介護時間を加える改正[平成28年12月22日公布/平成29年1月1日施行]
- ② 幕別町立学校管理規則の一部を改正する規則
～人事異動に係る赴任について、発令の通知を受けてから7日以内にすることとなっているが、規則上は辞令書の交付日以降でないと赴任（異動）ができないとなっているため、「辞令を受けたとき」から、「発令の通知を受けたとき」にできるよう改正[平成29年3月28日公布/平成29年4月1日施行]
- ③ 幕別町修学支援資金支給規則の一部を改正する規則
～平成27年度に奨学資金制度から修学支援資金制度に改正され、経過措置として平成26年度に奨学資金の対象者は、一定の条件を満たせば修学支援資金の該当となっていたが、平成28年度をもって経過措置の対象者がいなくなるための改正[平成29年3月28日公布/平成29年4月1日施行]

3) 規程、要綱等

- ① 幕別町私立幼稚園就園奨励費補助金等交付要綱の一部を改正する要綱
～国の幼稚園就園奨励費補助金交付要綱における平成28年度の補助限度額が示され、ひとり親世帯等の保護者負担軽減の特例措置の創設及び多子世帯における保護者負担軽減措置の拡充に応じた補助限度額の改正が行われたことから、本要綱の改正[平成28年5月18日公布/平成28年4月1日適用]
- ② 幕別町小中一貫教育等推進会議設置要綱
～児童生徒が9年間を通したブレない教育を受けることができ、学力向上、不登校の減少等様々な課題の解決に向けた、小中一貫教育等の推進・導入を検討する「幕別町小中一貫教育等推進会議」を設置するための要綱を定める[平成28年6月21日公布/平成28年6月21日適用]
- ③ 幕別町立学校職員の評価結果に対する苦情の申出及びその取扱いに関する要領の一部改正
～学校職員の人事評価に係る評価結果に対する苦情の申出及びその取扱いについては、平成21年度に標記要領にて取り扱うとしているが、平成28年4月から新人事評価制度が導入されたことに伴い、本要領の根拠基準等が変わったことによる一部改正[平成28年11月24日公布/平成28年11月24日施行]

3 教育委員会委員の主な活動状況

教育委員会委員は、毎月1回以上の教育委員会会議や町立学校の各種行事、各種表彰式へ出席するなどの活動を行っている。以下、教育長を除く委員の状況（教育委員会会議への出席を除く。）を記載する。

- 4月4日(月) 幕別町教職員を迎える会(百年記念ホール) 小尾委員ほか3委員
- 5月6日(金) 新庁舎落成式 小尾委員、瀧本委員
- 5月28日(土) 中学校(忠類中) 体育祭 瀧本委員
- 5月29日(日) 小・中学校(糠内小、糠内中) 合同運動会 小尾委員
中学校(幕別中) 体育祭 早津委員
中学校(札内中、札内東中) 体育祭 國安委員

- 6月4日(土) 小学校(幕別小、途別小)運動会 小尾委員
小学校(忠類小)運動会 瀧本委員
- 6月5日(日) 小学校(札内北小)運動会 瀧本委員
- 6月11日(土) 小学校(白人小、古舞小)運動会 國安委員
小学校(明倫小)運動会 早津委員
- 6月12日(日) 小学校(札内南小)運動会 早津委員
- 6月21日(火) 第1回総合教育会議(幕別町役場) 小尾委員ほか3委員
- 7月6日(水) 北海道市町村教育委員研修会(札幌市) 小尾委員ほか3委員
～7日(木)
- 8月1日(月) 十勝東部方面教育振興会研修会(幕別町)
- 8月31日(水) 幕別町教育実践交流会(札内東中) 小尾委員ほか3委員
- 10月1日(土) 幕別町開町記念式(町民会館) 小尾委員ほか3委員
- 11月25日(金) 十勝管内市町村教育委員研修会(帯広市) 小尾委員ほか3委員
- 1月8日(日) 幕別町成人式(百年記念ホール) 小尾委員ほか3委員
- 1月19日(木) 第2回総合教育会議(幕別町役場) 小尾委員ほか3委員
- 1月24日(火) 幕別町校長・教頭合同研修会(グランヴィリオ) 小尾委員ほか3委員
- 3月15日(木) 糠内中学校卒業式 國安委員
- 3月15日(木) 札内東中学校卒業式 瀧本委員
- 3月15日(木) 忠類中学校卒業式 小尾委員
- 3月20日(月) 幕別町文化・スポーツ賞表彰式(百年記念ホール) 小尾委員ほか2委員
- 3月23日(木) 札内南小学校卒業式 國安委員
- 3月24日(金) 糠内小学校卒業式 小尾委員
- 3月24日(金) 古舞小学校卒業式 瀧本委員
- 3月24日(金) 途別小学校卒業式 東委員
- 3月24日(金) 忠類小学校卒業式 國安委員

4 教育関係者の表彰

平成28年度幕別町文化賞、スポーツ賞等は、次のとおり幕別町文化・スポーツ賞表彰式を開催し表彰した。

- 1) 日時 平成29年3月20日
- 2) 場所 幕別町百年記念ホール
- 3) 被表彰者

1 文化賞	該当なし
2 スポーツ賞	2個人
3 文化奨励賞	30個人 2団体
4 スポーツ奨励賞	39個人 12団体

5 職員の懲戒処分状況

- 1) 幕別町教育委員会事務局職員の懲戒処分 該当なし
- 2) 北海道教育委員会による学校職員の懲戒処分
 - ①懲戒処分 1校1名
 - ・交通違反 1校1名

6 附属機関等の活動状況等

附属機関の名称	設置根拠(条例等)		設置目的	設置時期	設置義務の有無	設置義務の法律等
	委員数	報酬(H28)	会議開催回数	活動内容		担当課係
幕別小学校運営協議会 南幕別地区学校運営協議会 西幕別地区小学校運営協議会 白人小学校運営協議会 札内南小学校運営協議会 札内北小学校運営協議会 忠類小学校運営協議会 幕別中学校運営協議会 札内中学校運営協議会 札内東中学校運営協議会 忠類中学校運営協議会 わかば幼稚園運営協議会	・幕別町立学校管理規則(昭和51年12月27日教育委員会規則第5号) ・幕別町立小中学校及び幕別町立幼稚園運営協議会要綱(平成16年3月19日要綱基準等第16号)		学校及び幼稚園の教育目標、教育計画、学校等運営、地域との連携など広く学校等経営に関する事項について保護者や地域の方々と意見を交換しることにより、地域や社会に「開かれた学校」づくりを一層推進する。	平成16年4月	無	学校教育法施行規則第49条 1 小学校には、設置者の定めるところにより、学校評議員を置くことができる。 2 学校評議員は、校長の求めに応じ、学校運営に関し意見を述べるることができる。 3 学校評議員は、当該小学校の職員以外の者で教育に関する理解及び識見を有するものうちから、校長の推薦により、当該小学校の設置者が委嘱する。
	各協議会5名。ただし、連携校は1校3名。	無 ※各協議会に交付金 支出総額 422,500円	中学校区別ブロック協議会：各1回 協議会別：各3回	各協議会において、主に次のことについて学校と協議員とで意見交換を行う。 1 教育目標、教育計画、学校等運営の基本方針について 2 授業、学校等行事、体験学習等の教育活動並びにこれらに対する地域の協力・支援について 3 いじめや非行防止など児童生徒の健全育成と地域の連携について 4 災害等緊急時における学校等と地域の連携について 5 学校等施設の地域開放について		学校教育課 学校教育係
幕別町教育支援委員会	幕別町教育支援委員会設置条例(昭和55年9月29日条例第34号)		障害のある又は特別の配慮を必要とする就学予定者、児童及び生徒(以下「児童生徒等」という。)に対して、適切な就学の支援を行う。	昭和55年10月	無	※参考 学校教育法施行令第18条の2 市町村の教育委員会は、児童生徒等のうち視覚障害者等について、第5条(第6条(第2号を除く。))において準用する場合を含む。)又は第11条第1項(第11条の2、第11条の3、第12条第2項及び第12条の2第2項において準用する場合を含む。)の通知をしようとするときは、その保護者及び教育学、医学、心理学その他の障害のある児童生徒等の就学に関する専門的知識を有する者の意見を聴くものとする。
	22名	委員長 5,700円 委員 5,200円 支出総額 98,800円	2回	教育上特別な取扱いを要する児童及び生徒の障害の種類、程度等の判断に関し、教育委員会の諮問に応じ、調査及び審議を行なう。		学校教育課 学校教育係

附属機関の名称	設置根拠(条例等)		設置目的	設置時期	設置義務の有無	設置義務の法律等
	委員数	報酬(H28)	会議開催回数	活動内容		担当課係
幕別町いじめ防止対策推進委員会	幕別町いじめ防止対策推進委員会条例(平成26年12月19日条例第23号)		幕別町いじめ防止基本方針に基づく町立の小学校及び中学校におけるいじめの防止等の対策を実効的に行うための調査研究及び審議及びいじめの事案について、重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。	平成27年2月	有	いじめ防止対策推進法第14条③ 前二項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。 いじめ防止対策推進法第28条① 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
	5名	委員長 5,700円 委員 5,200円 支出総額 26,000円	2回	<ul style="list-style-type: none"> いじめの防止等の対策を実効的に行うための調査研究 いじめの事案に対する重大事態の事実関係の調査 いじめ防止標語の募集(児童生徒対象) 幕別町いじめ問題等対策委員会だより(かわら版)の作成。 		学校教育課 学校教育係
幕別町学校給食センター運営委員会	幕別町給食センター条例(平成9年12月19日条例第32号)		給食センターの適正かつ円滑な運営を図るため。	平成10年4月	無	地方自治法第138条の4③ 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。
	13名	委員長 5,700円 委員 5,200円 支出総額 36,400円	平成28年度 1回開催	<ul style="list-style-type: none"> 学校給食に関する報告及び意見交換。 		学校給食センター

附属機関の名称	設置根拠(条例等)		設置目的	設置時期	設置義務の有無	設置義務の法律等
	委員数	報酬(H28)	会議開催回数	活動内容		担当課係
幕別町社会教育委員会	幕別町社会教育委員に関する条例(平成5年3月29日条例第4号)		<p>社会教育に関し教育委員長を経て教育委員会に助言するため、次の職務を行う。</p> <p>①社会教育に関する諸計画を立案すること。</p> <p>②定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。</p> <p>③前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。</p> <p>※かつて社会教育委員の兼務であった公民館法第7条の適用する公民館審議委員会が設置されていたが、必置義務がなくなり現在に至る。</p>	昭和24年	無	<p>社会教育法第15条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。 平成4年5月27日社会教育文化審議会 社会教育制度について(報告)</p> <p>－社会教育委員会及び同委員会の会議の活性化について－の中で、ほぼ全国的に設置されている状態であるから、改正をして必置にするまでもないとの報告あり。</p>
	15名	委員長 5,700円 委員 5,200円 支出総額 233,800円	3回	平成27年度社会教育事業報告、平成28年度社会教育関係予算、平成28年度社会教育関連事業計画の審議。夏休み「学び隊」、小学校国内研修受入事業、コミュニティカレッジ、青少年公開講座、ジュニアサタデースクール実施の報告。冬休み「学び隊」、平成29年成人式について、冬季スポーツ初心者教室について、中・高生海外研修派遣事業について報告、幕別町文化賞・スポーツ賞等の選考について審議。		
地域生涯学習推進委員会	無			不明	無	
	7名	無 ※推進委員会に補助金として支出 支出総額 100,000円	2回	公民館まつりを実施 糠内公民館 50,000円 駒島公民館 50,000円		生涯学習課 社会教育係
幕別町児童生徒健全育成推進委員会	幕別町児童生徒健全育成推進委員会設置要綱(平成11年6月1日要綱基準等第4号)		<p>未来を担う青少年が心身共に健やかに成長するために、在学青少年の生活指導上、必要な事項について研究協議を図り、活動の指針を示すとともに実践に向けて各関係機関に働きかけを行う。</p>	昭和60年	無	<p>※参考 昭和60年12月議会において「児童生徒健全育成推進の町」を議決。 当時、文部科学省の「青少年健全育成整備体制」の補助金を受け、幕別町がモデル町となった。10～12の組織については、健全育成推進体制づくりの下部組織としてつくられている。故に推進委員として各4地区から委員が選出されている。</p>
	20名	無 ※委員会に交付金 支出総額 550,000円	6回	パンフレット発行(3号)、交通安全街頭啓発(各学校区)、健全育成標語募集・選考・ポスター製作、善行賞募集・表彰、防犯カード製作・配布、こども110番の家のぼり設置依頼、研修会の開催(連Pとの共催)		生涯学習課 社会教育係

附属機関の名称	設置根拠(条例等)		設置目的	設置時期	設置義務の有無	設置義務の法律等
	委員数	報酬(H28)	会議開催回数	活動内容		担当課係
生徒指導連絡協議会 (幕別小中高PTA連絡協議会)	幕別町児童生徒健全育成推進委員会設置要綱(平成11年6月1日要綱基準等第4号)		地域における児童生徒の健全育成と生活指導面の連絡と協調を密にし、指導の充実と三校間の交流を深める。	昭和60年	無	※参考 昭和60年12月議会において「児童生徒健全育成推進の町」を議決。 当時、文部科学省の「青少年健全育成整備体制」の補助金を受け、幕別町がモデル町となった。10～12の組織については、健全育成推進体制づくりの下部組織としてつくられている。故に推進委員として各4地区から委員が選出されている。
	25名	無	4回	夏フェスタ夜間巡視、盆踊り夜間巡視、交通安全指導、校外指導、研修活動		生涯学習課 社会教育係
生徒指導連絡協議会 (札内地区生活指導連絡協議会)	幕別町児童生徒健全育成推進委員会設置要綱(平成11年6月1日要綱基準等第4号)		札内地区の小・中・高校が生活指導上必要な事項について連絡・協議を図り、教育向上の実をあげるとともに、健全で豊かな教育風土をもった地区にすること。	昭和60年	無	※参考 昭和60年12月議会において「児童生徒健全育成推進の町」を議決。 当時、文部科学省の「青少年健全育成整備体制」の補助金を受け、幕別町がモデル町となった。10～12の組織については、健全育成推進体制づくりの下部組織としてつくられている。故に推進委員として各4地区から委員が選出されている。
	17名	無	4回	各学校間の情報交換、生活指導モニター会議、夏季休業中の巡視、札内神社祭典巡視		生涯学習課 社会教育係
生徒指導連絡協議会 (南幕別地域生活指導連絡協議会)	幕別町児童生徒健全育成推進委員会設置要綱(平成11年6月1日要綱基準等第4号)		南幕別地区の小中学校の鼓動生徒の健全育成を目指し、生活指導上必要な事項について連絡、協議し、教育向上の実をあげるとともに、健全で豊かな教育風土をもった地区にすること。	昭和60年	無	※参考 昭和60年12月議会において「児童生徒健全育成推進の町」を議決。 当時、文部科学省の「青少年健全育成整備体制」の補助金を受け、幕別町がモデル町となった。10～12の組織については、健全育成推進体制づくりの下部組織としてつくられている。故に推進委員として各4地区から委員が選出されている。
	28名	無	4回	広報誌「なんまく」発行、教育講演会開催、児童生徒の健全育成、安全確保についての情報交換、研修会の開催		生涯学習課 社会教育係
生徒指導連絡協議会 (忠類地区生活指導連絡協議会)	幕別町児童生徒健全育成推進委員会設置要綱(平成11年6月1日要綱基準等第4号)		忠類地区の小中学校の鼓動生徒の健全育成を目指し、生活指導上必要な事項について連絡、協議し、教育向上の実をあげるとともに、健全で豊かな教育風土をもった地区にすること。	平成18年	無	※参考 昭和60年12月議会において「児童生徒健全育成推進の町」を議決。 当時、文部科学省の「青少年健全育成整備体制」の補助金を受け、幕別町がモデル町となった。10～12の組織については、健全育成推進体制づくりの下部組織としてつくられている。故に推進委員として各4地区から委員が選出されている。
	18名	無	4回	夜間巡視、登下校のパトロール、防犯ブザー配布、安全啓発		生涯学習課 社会教育係

附属機関の名称	設置根拠(条例等)		設置目的	設置時期	設置義務の有無	設置義務の法律等
	委員数	報酬(H28)	会議開催回数	活動内容		担当課係
幕別町文化財審議委員会	幕別町文化財保護条例 (平成8年3月25日条例第11号)		文化財の保存及び活用について教育委員会の諮問に応じ、調査審議する。	平成8年	無	文化財保護法第190条 都道府県及び市町村の教育委員会に、条例の定めるところにより、地方文化財保護審議会を置くことができる。
	5名	委員長 5,700円 委員 5,200円 支出総額 21,300円	1回	調査事項：蝦夷文化考古館・幕別町ふるさと館視察研修		生涯学習課 社会教育係
幕別町スポーツ推進委員会 (平成23年8月24日スポーツ基本法施行により体育指導委員からスポーツ推進委員となる)	幕別町スポーツ推進委員会規則 (平成23年12月22日教育委員会規則第11号)		町民の健康増進とスポーツの振興を図るため、次の職務を行なう。 ①スポーツの実技指導及び助言を行うこと。 ②スポーツ活動の促進とスポーツ団体の育成を図ること。 ③教育機関その他行政機関の行うスポーツ行事又は事業に対する協力を行うこと。 ④体育施設の管理運営並びに整備拡充について、教育委員会の諮問に応じて答申し、又は意見を具申すること。 ⑤前各号に掲げるもののほか、町民のスポーツの振興に関すること。	昭和36年 (平成23年)	無	スポーツ振興法第19条① 市町村の教育委員会は、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を持ち、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を持つ者の中から、体育指導委員を委嘱するものとする。 同法第19条② 体育指導委員は、教育委員会規則の定めるところにより、当該市町村におけるスポーツの振興のため、住民に対し、スポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行なうものとする。 スポーツ基本法第32条① 市町村の教育委員会は、当該市町村におけるスポーツ推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする。 同法第32条② スポーツ推進委員は、当該市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行なうものとする。)
	12名	委員長 5,700円 委員 5,200円 支出総額 431,900円	5回	生涯スポーツの情報提供、スポーツの実技指導、助言、スポーツ・レクリエーション活動の推進とコミュニティスポーツの振興、ニュースポーツの推進、総合型地域スポーツクラブの育成・支援。		生涯学習課 社会体育係

※ 報酬、会議開催回数、活動内容は平成28年度の状況